

国民がより利用しやすい司法の実現のために 裁判所の人的・物的充実を求める

請 願 署 名

年 月 日

紹介議員 _____

請願人住所

氏 名 _____

外 名

請 願 の 趣 旨

国民の権利意識の高まりや企業の経済活動の領域が拡大していくなかで、裁判所には多数の紛争が持ち込まれ、その内容も複雑・困難なものになっています。これらの紛争を公正・迅速に解決し、国民の権利が十分に保障され、自由で豊かな社会を実現していくためには、利用しやすく信頼される裁判所の存在が不可欠です。

裁判員裁判をはじめ、労働審判、成年後見、被害者保護などの新たな制度が数多く作られたほか、近年は裁判手続のIT化や子供の福祉のための裁判所機能の充実が求められるなど、裁判所が果たすべき役割はこれまでになく広がっています。こうした手続を定着させ、全国津々浦々の裁判所で安定的に運用していくことで、国民の期待に応える裁判所としていくことが必要です。

これらの事件を公正・迅速に解決する裁判所の機能を強化するためには、裁判官・裁判所職員の人的体制の整備、庁舎設備の充実や老朽化している施設の改善、バリアフリー化などの裁判所施設の充実が不可欠です。

私たちは、国民がより利用しやすい司法を実現し、「国民の裁判を受ける権利」を拡充していくために、裁判所の人的・物的充実を求め、お願いいたします。

請 願 事 項

国民がより利用しやすい司法の実現のために裁判所予算を増額し、

1. 裁判所職員の人的体制を整備すること。
2. 裁判所施設を充実させること。

氏 名 (手書き)	現 住 所 (「同上」、「〃」は使用しないでください。)	
	都道 府県	区市 郡
	都道 府県	区市 郡
	都道 府県	区市 郡
	都道 府県	区市 郡
	都道 府県	区市 郡

(お預かりした個人情報には請願以外の目的には使用しません)

取り扱い団体 **全司法労働組合**

〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所内 電話 03-6272-9810



2022年5月に民事訴訟法が改正され、2025年度完成をめざして民事裁判のIT化が急ピッチですすめられています。

執行、破産、家事、刑事などの事件についてもIT化が検討されており、同時に、裁判所内部の事務処理についてもデジタル化がすすめられています。

民事裁判のIT化とは…

オンラインで裁判の申立てや書面の提出を可能にする（弁護士などの専門家については義務化）とともに、口頭弁論や証人尋問も含めた各種の裁判手続をウェブ会議で行ったり、裁判書類を電子データで送ることを可能にします。裁判記録も電子データになります。

始まった！ 裁判所のIT・デジタル化

予算の拡充、人的・物的充実がますます必要です！

私たち全司法は、デジタル技術の発達や利用者のニーズから、裁判手続のIT化・裁判所のデジタル化を進めていく必要があると考えています。

同時に、その際には憲法が定める基本的人権の保障、国民の裁判を受ける権利の拡充をめざし、「司法アクセスの向上」と「国民が利用しやすい裁判所の実現」につながることを重要だと考えています。

そのためには、これまで以上に裁判所予算の拡充と人的・物的充実が必要不可欠です。

例えば…

裁判手続のIT化には、ユーザーフレンドリーな**利用しやすいシステム**を作ることが必要不可欠です。

また、システムが**トラブルなく安定的に動く**ことや、万が一にも情報が漏洩したりすることがないように、**セキュリティやバックアップも重要**になります。

ITを利用できない人、利用したくない人も裁判所を利用できる仕組みを保障しなければなりません。そのためには、裁判所の窓口に機器を置いたり、**サポートする職員を十分に配置**することが必要になります。

一方で…

裁判所の予算は、国の予算の0.3%程度にしか過ぎません。

IT・デジタル化を進めるにはあまりに少なく、限られた予算の枠の中で進めようとするれば、裁判所の運営のために本来、必要な経費を削らなければなりません。それでは、適正・迅速な裁判を行うという、国民からの期待に応えることができません。

利用しやすい裁判所実現のためには、 裁判官を含めた職員の増員と施設の充実が必要です！